



命令検査のご依頼の流れ

1. 検査の流れ

お申し込み

輸入検査 C.命令検査 <依頼書>より、「製品検査申請書」をダウンロードして必要事項をご記入の上、メール(imp@jfrl.or.jp)またはファクシミリ(03-3469-7193)にてお送りください。

必要書類

- ① 専用依頼書
- ② 食品等輸入届出書・検査命令書
- ③ インボイス、パッキングリスト、B/L(AWB)
- ④ 商品説明書

ご不明な点は輸入検査担当(imp@jfrl.or.jp)までお気軽にお問い合わせください。

採取日及び採取量の決定

依頼内容を確認した後、当財団担当者をご連絡致し、採取日時を調整致します。
また、輸入貨物からの検体採取量をご連絡致します。

税関へ見本持出の申請

検体採取量に従い、輸入者様もしくは通関業者様から税関に見本持出許可申請を行います。

サンプリング

税関の許可後に当財団の厚生労働省登録検査員が保税倉庫で貨物からの採取を実施致します。

分析試験

ご依頼内容に基づき分析試験を行います。

結果報告 (製品検査結果通知書の送付)

製品検査結果通知書は食品等輸入届出書を提出された検疫所あてに送付致します。依頼者様へは送付できませんので、ご承知おきください。